

## 徳島県訓令第6号

庁 中 一 般  
東 部 各 局

各 セ ン タ ー 等

各 総 合 県 民 局

徳島県労働委員会事務局

徳島県収用委員会事務局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員の表彰に関する規程の一部改正)

**第一条** 職員の表彰に関する規程(昭和二十七年徳島県訓令第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知事戦略公室長」を「知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

(徳島県公印規程の一部改正)

**第二条** 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」を「担当部長印(企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長の印をいう。以下同じ。)、知事直轄組織知事戦略局長印及び知事直轄組織知事戦略局印」に改め、「担当部長印及び本部印」を削り、「課内室長印」の下に「本部長印及び本部印」を加える。

第三条第三項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 徳島県東海本部

第六条第一項中「企画総務部総務監察課法制文書室長」を「企画総務部法制監察課長」に、「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同条第三項中「部印」の下に「並びに担当部長印」を加え、「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」を「知事直轄組織知事戦略局長印及び知事直轄組織知事戦略局印」に、「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、「知事戦略公室長の」を「知事直轄組織知事戦略局長の」に改め、同条第四項中「本部長印及び本部印、」を削り、「課内室長印」の下に「本部長印及び本部印」を加え、「本部長、」を削り、「課長、課内室長」の下に「本部長」を加える。

第八条中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改める。

第十一条中「第六条第八項」を「第六条第七項」に、「当る」を「当たる」に改める。

第十四条第一項中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同条第二項中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同項第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長。以下同じ。」に改め、同条第三項中



45×45) ] 「 (45×45) ] (30×30) (

課印 課印 本部印

知	事	長
×	知	事
課		

を

知	事	長
×	×	知
×	知	課

に改める。

知	事	長
×		
知	×	知

30×30) ]

]

(30×30)

(30×30)

]

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

**第三条** 加賀須野橋可動橋操作要領（昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県土整備部長（徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第一条第九号に規定する県土整備部の長をいう。以下同じ。）」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改め、同項第二号中「県土整備部長」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改め、同条第二項中「県土整備部長」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改める。

第九条中「県土整備部長」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改める。

（徳島県統計調査調整規程の一部改正）

**第四条** 徳島県統計調査調整規程（昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

第三条第一項中「（企画総務部を除く。）の長及び知事戦略公室長」を「の長、担当部長（生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長をいう。以下同じ。）及び知事直轄組織知事戦略局長」に、「又は知事戦略公室」を「（企画総務部管財課、市町村課、地域連携課、情報政策課及び統計課を除く。）又は知事直轄組織知事戦略局」に、「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同条第二項中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第四条中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

様式第一号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に、「又は知事戦略公室長」を「担当部長又は知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

（徳島県行政資料管理規程の一部改正）

**第五条** 徳島県行政資料管理規程（昭和四十三年徳島県訓令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」

を「秘書室長」に改める。

第六条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

（徳島県県有車両整備管理実施規程の一部改正）

**第六条** 徳島県県有車両整備管理実施規程（昭和四十七年徳島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ、第五条及び第六条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

（徳島県行政考査規程の一部改正）

**第七条** 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「企画総務部総務監察課」を「企画総務部法制監察課」に改める。

第五条第二項中「長、」の下に「知事直轄組織知事戦略局秘書室長並びに」を加え、「並びに上席秘書幹」を削る。

第六条中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

**第八条** 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表危機管理部の項中「消防保安課 安全衛生課」を「消防保安課」に改め、同表観光スポーツ文化部の項中「観光政策課」を「観光企画課」に改め、同表生活環境部の項中「サステナブル社会推進課」を「安全衛生課 サステナブル社会推進課」に改める。

（徳島県職員安全管理規程の一部改正）

**第九条** 徳島県職員安全管理規程（昭和六十一年徳島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

第五条第二項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

（県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正）

**第十条** 県庁総合サービスネットワーク運営規程（平成十二年徳島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同条第八号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第十四条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

（徳島県工事検査規程の一部改正）

**第十一条** 徳島県工事検査規程（平成十二年徳島県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

（徳島県法規審議委員会規程の一部改正）

**第十二条** 徳島県法規審議委員会規程（平成十三年徳島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「企画総務部総務監察課長、人事課長」を「企画総務部人事課長」に改める。

第四条第三項中「企画総務部総務監察課長」を「企画総務部政策企画課長」に改める。

第六条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第九条中「企画総務部総務監察課法制文書室」を「企画総務部法制監察課」に改める。

（附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正）

第十三条 附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県国民保護協議会の項中「政策監」を「知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成十四年徳島県規則第五十五号）第二号に掲げる政策監（以下「政策監」という。）」に改め、同表徳島県交通安全対策会議の項を削り、同表徳島県固定資産評価審議会の項中「企画総務部長」を「広域行政担当部長」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県交通安全対策会議	
幹事	委員
消防保安課長 いきがい課長 障がい福祉課長 道路整備課長 都市計画課長	交通・生活安全担当部長 消費者政策課長 医療政策課長 長寿

別表徳島県障がい者施策推進協議会の項中「生活環境政策課長 労働雇用政策課長」を「労働雇用政策課長 多文化共生・人権課長」に、「住宅課建築指導室長」を「住宅課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項から徳島県地方港湾審議会の項までの規定中「県土整備部長」を「プロジェクト担当部長」に改める。

（徳島県兼務発令に関する規程の一部改正）

第十四条 徳島県兼務発令に関する規程（平成二十二年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表危機管理部消費者政策課長の項を削り、同表観光スポーツ文化部文化資源活用課副課長の項の次に次のように加える。

生活環境部消費者政策課長	徳島県消費者情報センター所長
--------------	----------------

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を削り、第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 徳島県東海本部の職員のうち、当該本部の庁舎で勤務することを命ぜられた者は、企画総務部政策企画課の兼務を命ぜられたものとする。

第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を第六条とし、同条の次に次の二

条を加える。

(徳島県消費者情報センターへの兼務)

**第七条** 生活環境部消費者政策課の職員のうち、徳島県消費者情報センターの庁舎で勤務することを命ぜられた者(徳島県消費者情報センター所長を兼任する者を除く。)は、徳島県消費者情報センターの兼務を命ぜられたものとする。

(生活環境部安全衛生課への兼務)

**第八条** 徳島県東部保健福祉局の職員のうち、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十条第一項の規定に基づき食品衛生監視員を命ぜられた者(次項において「食品衛生監視員」という。)又は環境衛生監視員証を定める省令(昭和五十二年厚生省令第一号)に規定する証票若しくは証明書の交付を受けた者(同項において「環境衛生監視員」という。)は、生活環境部安全衛生課の兼務を命ぜられたものとする。

2 徳島県総合県民局の保健福祉環境部の職員のうち、食品衛生監視員又は環境衛生監視員は、生活環境部安全衛生課の兼務を命ぜられたものとする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(徳島県食肉衛生検査所への兼務)

**第九条** 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第三条に規定する免許を受けていることを条件として採用された職員(徳島県食肉衛生検査所の職員を除く。)は、徳島県食肉衛生検査所の兼務を命ぜられたものとする。

(徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部改正)

**第十五条** 徳島県副知事の担任意務に関する規程(令和五年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロを次のように改める。

ロ 知事直轄組織知事戦略局、企画総務部(情報政策課を除く。)、観光スポーツ文化部(にぎわい政策課、観光企画課及び観光誘客課を除く。)、こども未来部、保健福祉部及び出納局に関すること(全国知事会、近畿ブロック知事会及び四国知事会に関するものを除く。)

第二条第一号ニ中「企業局」を「病院局」に改め、同号ホ中「、公安委員会及び労働委員会」を「及び公安委員会」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ 観光スポーツ文化部(にぎわい政策課、観光企画課及び観光誘客課に限る。)、経済産業部及び農林水産部に関すること。

第二条第二号ロ中「病院局」を「企業局」に改め、同号ハ中「教育委員会、」を削る。

(徳島県公文書管理規程の一部改正)

**第十六条** 徳島県公文書管理規程(令和五年徳島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条第一項及び第二十六条第三項を除く。)中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改める。

第二条第一項第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

第三条第一項中「企画総務部総務監察課法制文書室長」を「企画総務部法制監察課長」に、「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同条第二項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第四条第二項中「副課長」の下に「（知事直轄組織知事戦略局にあつては、副室長）」を加え、「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第六条第四項第二号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第七条中「企画総務部総務監察課法制文書室」を「企画総務部法制監察課」に、「法制文書室」を「法制監察課」に改める。

第九条第一項中「法制文書室」を「法制監察課」に改める。

第十二条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第二十二条中「法制文書室の」を「法制監察課の」に改める。

第二十三条第一号中「法制文書室」を「法制監察課」に改める。

第二十六条第一項中「法制文書室」を「法制監察課」に改め、同条第三項中「法制文書室長が別に定めるところにより」を削る。

第四十五条中「前章第三節（）」の下に「第二十二条及び」を加える。

別表第一徳島県東京本部の項中「シヅカ」を「シヅカ」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県東海本部

徳 東 海

別表第一徳島県関西本部の項中「シヅカ」を「シヅカ」に改め、同表中徳島県消費者情報センターの項から徳島県動物愛護管理センターの項までを削り、徳島県立鳥居龍蔵記念博物館の項の次に次のように加える。

徳島県消費者情報センター

消 費 者

徳島県食肉衛生検査所

食 肉 検 査

徳島県動物愛護管理センター

動 物 愛 護

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。